



平成29年12月8日

各 位

会 社 名 テモナ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐川 隼人  
(コード：3985 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員 CFO 重井 孝之  
(TEL. 03-6635-6452)

(訂正)「当社従業員に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」  
の一部訂正について

当社は、平成29年12月6日に公表いたしました「当社従業員に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

記

【訂正前】

(3) 割当日

平成29年12月25日

(4) 新株予約権の内容

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成31年12月26日から平成36年12月25日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

ii. 新株予約権の行使は、平成31年12月26日(以下「権利行使開始日」という。)以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下、「割当数」という。)の3分の1を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して1年が経過した日から割当数の3分の2を、権利行使開始日から起算して2年が経過した日から割当数の3分の3、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

【訂正後】

(3) 割当日

平成30年1月9日

(4) 新株予約権の内容

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成32年1月10日から平成37年1月9日までとする。

## ④ 新株予約権の行使の条件

- ii. 新株予約権の行使は、平成 32 年 1 月 10 日（以下「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下、「割当数」という。）の 3 分の 1 を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して 1 年が経過した日から割当数の 3 分の 2 を、権利行使開始日から起算して 2 年が経過した日から割当数の 3 分の 3、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

以上